晴海五丁目における新たな歩行者等のネットワークの形成について

目的

令和5年9月のまちづくり協議会で報告して以降、令和6年度から基本設計に着手し、今般、東京都港湾局との協議が概ね整ったことから、その内容について報告するものである。

整備コンセプト

歩いて楽しい水辺の歩行者空間と地域の憩いの場の創出

整備の前提条件

- 1) 道路としての活用
- 2) 水門の適正な管理 ※水門管理用車両等の通行確保

基本設計概要

①スロープ	・環状第2号線から当該地へのアプローチを確保する
②盛土	・周辺地の高低差の解消を図る・階層状の構造を活かしてベンチなどの休憩施設を配置し 憩いの場を創出する
③歩行者動線と自転車動線の 安全対策	・歩行者動線と自転車動線を分離し、交錯の回避を図る
④エレベーター整備	・ウォーターフロントプロムナードのバリアフリー化を図る
⑤環状第2号線下の プロムナード整備	・ウォーターフロントプロムナードの連続化を図る
⑥コミュニティサイクルポート	・地域の交通利便性の向上を図る

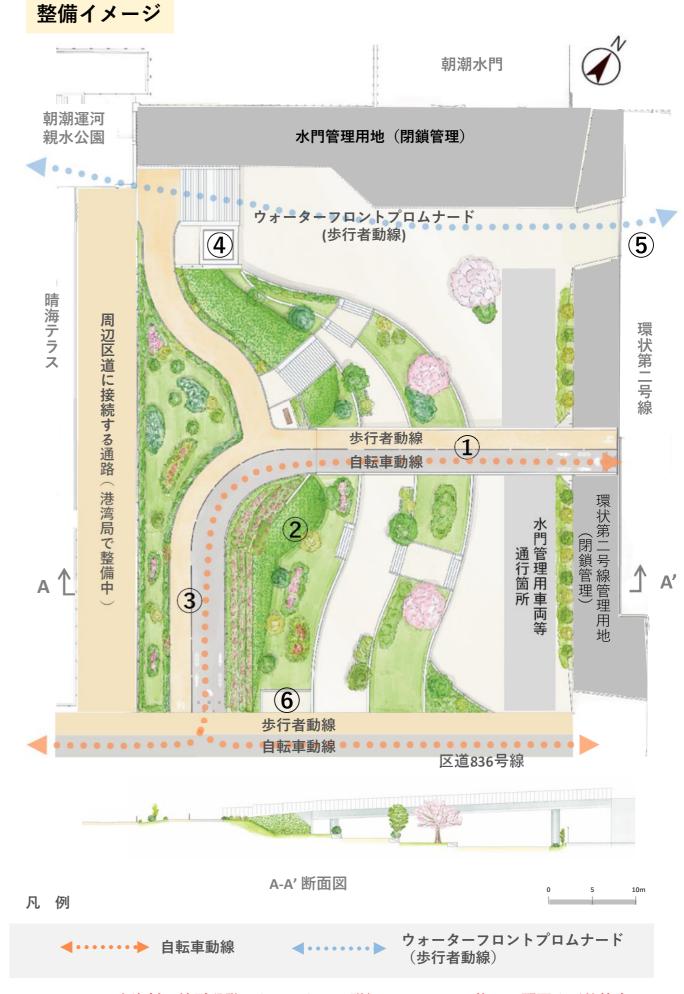
予定スケジュール

令和7年度 詳細設計、港湾局用地の一部を道路用地として取得 令和8、9年度 施設整備

イメージパース



資料3



※本資料は検討段階のものであり、詳細については、施設の配置や形状等含め 今後の設計の進捗や関係機関との協議により変更となる場合があります。

【参考】令和5年9月 晴海まちづくり協議会資料抜粋

1 上位計画の位置付け

豊洲・晴海開発整備計画(東京都 平成28年3月 一部見直し)

歩行者空間の整備

歩行者の安全性、利便性、快適性、街の一体性の確保などに配慮して、歩行者空間のネットワークの形成を図る。 ・水際線のウォーターフロント・プロムナードは、歩道や歩道状空地等も活用し、連続した快適な歩行者空間と して整備する。

晴海まちづくりの考え方(東京都・中央区 平成31年2月 改定)

ウォーターフロント・プロムナード(歩行者通路・歩行者専用道路) |整備方針|

- ●表情があり、歩いて楽しい歩行者空間の整備
 - ・水際線を緩傾斜な護岸と緑化によるウォーターフロント・プロムナードとして連続した歩行者空間を整備する。





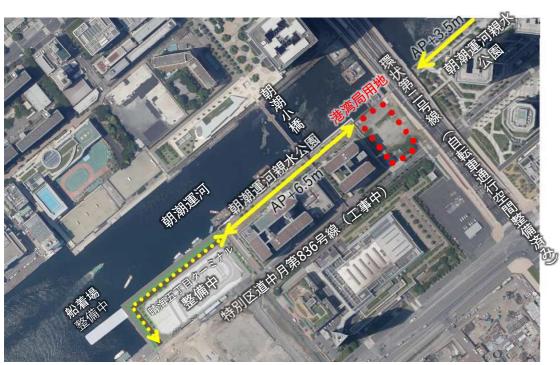
2 晴海五丁目における朝潮運河沿いの現状と課題等

現状

- ・朝潮運河沿いの晴海三丁目~五丁目間において、ウォーターフロント・プロムナードの連続性が確保されていない。
- ・また、晴海三丁目と五丁目の朝潮運河親水公園には、高低差が3m程度ある。

課題等

- ・環状第二号線に自転車通行空間が整備されているが、特別区道中月第836号線と高低差があり、アクセス性が良くないことから、歩行者専用道路である朝潮小橋を自転車が走行しており、交通安全上の課題がある。
- ・良好なコミュニティの形成や快適な歩行者空間の確保のため、周辺道路との緩衝緑地や歩行者等のための休憩 場所が必要である。
- ・HARUMI FLAGのまちびらきや、晴海五丁目ターミナル及び船着場の整備が予定されており、今後、歩行者等 ネットワークの強化が重要となることから、ウォーターフロント・プロムナードの連続化や環状第二号線につ ながるバリアフリー動線が必要となる。



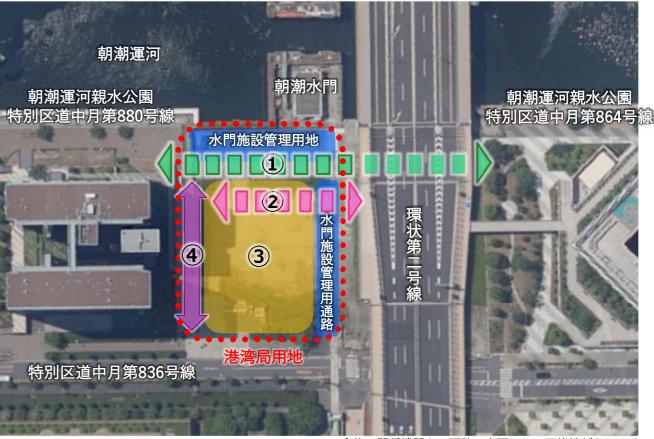
3 地元の要望

令和2年3月30日 晴海連合町会から都知事へ要望書を提出

- ・東京都が大会レガシーとしても位置付けている晴海埠頭公園や緑道公園などをつなぎ、連続した水辺の プロムナード整備は、晴海地区の良好なコミュニティ形成や歩行環境改善に向けた重要な取り組みの一 つである。
- ・晴海三丁目と五丁目とをつなぐ区間の整備については、環状第二号線下と朝潮水門横の未利用地を活用した、良好な歩行者空間のネットワーク整備が必須であると捉えていることから、中央区と連携し必ず 実現すること。

上位計画に示すまちの実現、地域の課題の解決等を行うため 晴海五丁目の港湾局用地を活用した新たな歩行者等のネットワークの形成が必要

4 新たな歩行者等ネットワークの形成イメージ



新たな歩行者等ネットワーク

※今後の関係機関との調整で変更になる可能性があります

- ①: ウォーターフロント・プロムナード
- ②:環状第二号線と周辺区道とを接続する歩行者等の通行のためのスロープ等
- ③:街角広場
- ④:周辺区道に接続する通路